

	質問内容	回答
1	今まで納税証明書や履歴事項全部証明書等を紙で提出していたと思われるが、今回の電子契約利用申出書と一緒にメールで、それを提出する必要があるのか。	2年に一度の入札参加資格申請と、今回の電子契約利用申出書は別の手続きとなります。今回の電子契約利用申出書は入札後、落札された案件ごとにエクセルデータのみ「あいち・電子申請システム」よりご提出いただきます。
2	電子契約利用申出書は毎回出す必要があるのか。	案件ごとに提出をお願いします。会社によって、契約締結責任者が異なる場合もあるため、案件ごとに確認を行います。
3	フリーメールアドレスは使用できないとの説明があったが、デモではGmailを使用していた。Gmailは可能なのか。	基本は契約先の本人性を担保するため、事業者様の「会社ドメインのアドレス」を推奨しておりますが、個人事業主様などで独自ドメインをお持ちでない場合など、GmailやYahoo!メールなどの大手フリーメールアドレスでも可としております。 しかし、利用申出書に記載のアドレスに本人性が確認できない場合（入札参加申請情報と異なるアドレスや普段のやり取りで使用しているアドレスと異なる場合 等）は、市より確認させていただく場合がございます。
4	他自治体では、前払いの認証キーの送付に合わせて、請求書を電子で提出してるところもあるが、碧南市の請求書の提出方法は？	現状、会計事務等で原本確認を必要としているため、引き続き紙でご提出ください。
5	保証会社等を通さず、これまで市に直接保証額をお支払いする形で対応していただいていたが、電子契約・保証導入後も対応可能か。	可能です。